

回覧

ひとり親家庭等世帯のご家庭へ、
給付金の申請はお済みですか？



ひとり親家庭等世帯臨時特別給付金のご案内 ～ひとり親家庭等世帯を支援するため、給付金を支給します！～

1. 基本給付

児童扶養手当等を受給しているひとり親家庭等世帯の方への給付※1

● 給付金の対象となる方

■以下、①～②のいずれかに該当する方

① 公的年金等※2を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※3

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、

児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

● 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯5万円

【申請期限】令和3年2月28日（日）まで ※消印有効

お問い合わせ先

桶川市役所 子ども未来課 手当・医療係
電話 048-788-4945（直通）